

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

野洲川および甲賀・湖南圏域の 取組方針

(R8. 7. 28 更新)

令和 8 年 7 月 2 8 日

野洲川地域安全協議会

近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市
彦根地方气象台、国土交通省近畿地方整備局、滋賀県

※当該取組方針は、野洲川、杣川、草津川、および甲賀・湖南圏域における一級河川からの洪水氾濫や土砂災害を対象とした取組方針である。

目 次

1. はじめに	1
2. 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要	3
3. 現状の取組状況と課題	4
4. 減災のための目標	8
5. 概ね5年で実施する取組	9
6. フォローアップ	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成 28 年 8 月、台風第 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成 29 年 6 月に、水防法等の一部を改正する法律が施行され、令和 3 年度までに緊急的に実施すべき事項に関する「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が取りまとめられた。

また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。

滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハード・ソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 16 年 8 月には琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会を、平成 23 年 3 月には甲賀圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。

野洲川および甲賀・湖南圏域では、全国どこでも同様の豪雨災害・土砂災害が発生してもおかしくないとの認識のもと、防災・減災等について情報共有し、野洲川、杣川、草津川、琵琶湖を中心としつつ、甲賀・湖南圏域におけるその他の一級河川の浸水及び土砂災害を想定した安全なまちづくりについて意見交換を行う事を目的に、「近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、気象庁彦根地方气象台、近畿地方整備局、滋賀県」で構成される「野洲川地域安全懇談会」を平成 27 年 12 月 3 日に設立し、水防法第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会、及び同法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「野洲川地域安全協議会」を平成 30 年 5 月 10 日に設置した。

野洲川および甲賀・湖南圏域は、国道 1 号・8 号、名神高速道路、JR 東海道新幹線・東海道本線・草津線等が走る交通要衝地であり、滋賀県の中核都市として社会・経済・文化の基盤を成している。また、全国的に人口減少が

進む中、当地域は人口増加率の高い活力のある地域となっている。

本協議会では、野洲川および甲賀・湖南圏域の地形的特徴や地域で浸水被害・土砂災害が発生した平成 25 年 9 月台風第 18 号など過去の災害の教訓、現状の水害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害を最小化」するためのハード・ソフト対策を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。

2. 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要

野洲川は、滋賀県甲賀市土山町と三重県三重郡菰野町の境にある御在所山にその源を発し、田村川、杣川等をあわせながら湖南市、栗東市、野洲市、守山市を通り北西に流下して琵琶湖北湖に注ぐ、幹川流路延長約 65km、流域面積 387km²の一級河川で、琵琶湖に流入する最大の河川である。

かつては、典型的な天井河川であり河口部で南流と北流に分岐していたが、昭和 54 年に放水路として一本化された。

昭和 28 年 9 月の台風第 13 号では、野洲川旧北流右岸堤防約 180m が決壊し、流出・半壊家屋が約 1,700 戸、田畑の流出・埋没が約 500ha、冠水が 300ha になるなど、甚大な被害が発生した。

甲賀・湖南圏域の沖積地帯を流れる川は、葉山川、草津川、狼川、家棟川〔湖南市〕に代表されるように河床が周辺地盤高よりも高いところを流れる天井川と、その間に下流になるにつれて流路が分派していく用排水路河川(いわゆる尻無川)等で構成されている。

3. 現状の取組状況と課題

野洲川および甲賀・湖南圏域における減災対策について、各関係機関が現在実施している現状と課題は、以下のとおりである。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

◆想定される浸水リスクの周知

※現状：○、課題：●（以下同様）

○国管理区間（野洲川）、県管理区間（野洲川上流、杣川、日野川、琵琶湖、草津川、中小河川）において想定最大規模の外力による洪水浸水想定区域を公表している ○国管理区間（野洲川）、県管理区間（野洲川上流、杣川、日野川、琵琶湖、草津川）は堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を琵琶湖河川事務所のHP等で公開している ○滋賀県では内水シミュレーション結果を用いた「地先の安全度マップ」について、更新している	
●浸水エリアに関する情報の認識や周知が不足している	A

◆避難指示等の発令について

○緊急時における琵琶湖河川事務所長・彦根地方気象台長と首長とのホットラインによる情報の共有体制が確保できている ○国・各市において、河川水位と避難指示の発令時期などに関するタイムライン（案）が策定されている ○国管理区間（野洲川）を対象として、広域的な防災対応に必要な国と複数の市等からなるタイムラインが作成されている	
●避難指示が夜間の場合、避難時の災害や事故等が懸念される ●県管理区間での対応も考慮した流域タイムラインは作成されていない	C

◆指定避難所、避難経路について

○想定最大規模での浸水想定区域図等をもとに各市にてハザードマップを作成している ○ハザードマップを公表し指定避難所を明記している ○野洲市と守山市では、互いに各市の避難所へ避難することが可能となっている	
●内水ハザードマップが作成されていない ●ハザードマップに避難経路が定められていない（草津市除く）	D
●浸水エリア内に指定避難所が指定されており、代替場所が選定されていない ●指定避難所が不足している地域がある ●浸水継続時間が4週間以上にも及ぶ地域の長期避難を考慮した計画がない	E

◆住民等への情報伝達体制や方法について

○防災行政無線等が整備されている地域がある ○ケーブルテレビや防災メール、SNSでの情報発信をしている ○河川管理者による CCTV カメラの映像（静止画）を HP で提供している	
●防災情報が流域住民に伝わっていない ●WEB 等により各種情報を提供しているが、広く閲覧されているとは言えない ●住民の防災意識・知識が十分ではない ●広報車や屋外スピーカによる正確な情報伝達が難しい	F

◆避難誘導体制について

○指定避難所の表示板を設置している ○避難行動要支援者名簿を作成している ○市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導を行う体制が整っている	
●高齢者に十分に配慮した避難計画の充実が必要 ●避難行動要支援者の避難誘導体制の充実が必要	G

◆避難に関する啓発活動について

○出前講座、防災講話による啓発活動を実施している ○防災ハンドブックを配布している	
●水害経験の無い世代の避難等に関する知識が十分でない ●河川の氾濫に対する危機意識をもった住民が少ない ●まるごとまちごとハザードマップを実施していない（湖南省を除く）	H

② 水防に関する事項

◆水防体制

○自主防災組織の立ち上げ補助、運営補助などを行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と各市が共同で重要水防箇所の点検を行っている	
●水防技術の熟練者が少ない	I
●国、県、各市、水防団の連携体制の充実が必要 ●水防資機材の運搬道路が浸水する	J
●隣接市の重要水防箇所に関する情報・認識が十分でない	K

◆河川水位等に係る情報の提供

○基準地点等の観測箇所では水位計や危機管理型水位計を設置し情報を公開している	
●基準地点等の河川水位しか情報提供していない	L

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

◆氾濫水の排水について

○災害時には、国が排水ポンプ車を派遣し、復旧活動を支援する用意がある	
●氾濫発生後、速やかに被害状況の把握が出来ていない ●想定最大規模洪水における各市の浸水箇所に対する排水ポンプ車配置計画は作成していない	M

④ 河川管理施設の整備について

◆堤防等河川管理施設の現状の整備状況

○野洲川の国管理区間における現時点の堤防整備率は100%である
 ○野洲川の国管理区間において浸透に対する堤防強化等の河川改修のうち、危機管理型のハード対策は完了している
 ○河道内樹木の伐採、河道内堆積土砂の除去等を実施している
 ○甲賀・湖南圏域の県管理河川においては、河川整備計画に基づき河川整備を実施している
 ○「滋賀県河川整備5か年プラン（第3期）（2024年度～2028年度）」では、野洲川の県管理区間は工事実施区間と工事準備区間として位置付けられている

●浸透に対する堤防強化の未整備区間がある

N

●想定最大規模の洪水が発生すると堤防から越水が発生する

O

●河道内樹木の再繁茂や土砂堆積が見られる

P

4. 減災のための目標

現状の取組状況を踏まえて、令和8年度から令和12年度までの目標として、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

大規模水害・土砂災害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため「自ら行動し、地域の防災力を高め」、
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害を最小化」するためのハード・ソフト対策を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す。

【目標達成に向けた5本柱】

上記目標の達成に向け、野洲川および甲賀・湖南圏域において、以下の項目を5本柱とした取り組みを実施する。

1. 逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組
2. 確実な避難時間の確保、水害・土砂災害被害軽減のための水防活動の取組
3. 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組
4. 洪水を安全に流すハード対策、水防拠点などの基盤整備、土石流や土砂崩れなどから命を守るハード対策等の取組
5. 減災・防災に関する取組及び支援

5. 概ね5年で実施する取組

水害・土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」の再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

取組番号	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
① 逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組				
■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等				
1	・流域タイムライン・多機関連携タイムラインの検討および検証と改善	C	引き続き実施	協議会全体
2	・出水期前に協議会において水災害・土砂災害、県管理治水ダムに関するホットラインの連絡体制等を確認	C	引き続き実施	協議会全体
3	・レベル4土砂災害危険警報発表の判断基準（CL）の継続的見直し	土砂	引き続き実施	気象台、滋賀県
■ハザードマップの作成・周知等				
4	・県管理河川（野洲川上流、杣川、日野川、琵琶湖、草津川、中小河川等）の想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域や氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の周知	A	引き続き実施	近畿地整 滋賀県
5	・「地先の安全度マップ」の更新・公表・周知	A	引き続き実施	滋賀県

※「課題の対応」欄の緊①は、平成29年6月20日の緊急行動計画、緊②は、平成31年1月29日の緊急行動計画の改定、土砂は土砂災害に関する取組項目への追加、ダムはダムの洪水調節機能に関する取組項目への追加、減防は減災・防災に関する取組項目への追加、流域は流域での対策に関する項目追加への対応を示す。

	6	・ 想定最大規模の洪水浸水 想定区域・内水浸水想定 区域、地先の安全度マッ プの更新、土砂災害警戒 区域等の指定等に合わせ て、水害・土砂災害ハザ ードマップや内水ハザー ードマップ等の更新・周知 および活用	D	引き続き 実施	近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市
	7	・ 土砂災害防止法に基づく 基礎調査の実施および土 砂災害警戒区域の更新・ 周知	土砂	引き続き 実施	滋賀県
	8	・ 広域的な避難計画の作成	E	引き続き 実施	協議会全体
	9	・ 避難経路検討・支援	E	引き続き 実施	協議会全体
	10	・ 避難行動要支援者の個別 避難計画の作成・作成支 援	G	引き続き 実施	滋賀県 近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市
	11	・ 要配慮者利用施設の避難 確保計画作成や避難訓練 等の実施の促進支援	G	引き続き 実施	協議会全体
	12	・ 避難誘導マニュアルの作 成・作成支援	G	引き続き 実施	協議会全体
■防災に関する啓発活動、水害（防災）教育の充実					
	13	・ 地域住民や学校等への防 災に関する出前講座、防 災教育の実施・支援	H	引き続き 実施	協議会全体

※「課題の対応」欄の緊①は、平成 29 年 6 月 20 日の緊急行動計画、緊②は、平成 31 年 1 月 29 日の緊急行動計画の改定、土砂は土砂災害に関する取組項目への追加、ダムはダムの洪水調節機能に関する取組項目への追加、減防は減災・防災に関する取組項目への追加、流域は流域での対策に関する項目追加への対応を示す。

	14	・地域住民等と連携した避難経路の安全利用点検・河川周辺の現地調査	H	引き続き実施	滋賀県 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市
	15	・自治会単位のタイムライン、しがマイ・タイムライン等の作成支援	H	引き続き実施	近畿地整 滋賀県 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市
	16	・避難行動に資する表示等（まるごとまちごとハザードマップ、避難所の表示看板等）を設置	H	引き続き実施	近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市
	17	・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールの実施	土砂	引き続き実施	滋賀県
	18	・ダムの操作や緊急放流（異常洪水時防災操作）時に発生する現象に関する住民等への情報提供として、パンフレット・ダムカードの配布および啓発活動の実施	ダム	引き続き実施	滋賀県
■避難行動のための情報発信等					
	19	・住民の避難行動を促す防災情報の確実な発信および水害リスクの自分事の推進に係る情報発信	F	引き続き実施	協議会全体
	20	・水位計（危機管理型等の簡易水位計、量水標、ワンコインセンサーも含む）や河川カメラの情報提供	F	引き続き実施	近畿地整 滋賀県 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市

※「課題の対応」欄の緊①は、平成 29 年 6 月 20 日の緊急行動計画、緊②は、平成 31 年 1 月 29 日の緊急行動計画の改定、土砂は土砂災害に関する取組項目への追加、ダムはダムの洪水調節機能に関する取組項目への追加、減防は減災・防災に関する取組項目への追加、流域は流域での対策に関する項目追加への対応を示す。

21	・洪水予報文の適切な運用	F	引き続き 実施	近畿地整、気象台 滋賀県
22	・水害リスクラインに基づく水位予測や洪水予報の実施、および洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化の推進	緊②	引き続き 実施	近畿地整、気象台 滋賀県
23	・緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時の報道機関への情報提供	ダム	引き続き 実施	滋賀県

② 確実な避難時間の確保、水害・土砂災害被害軽減のための水防活動の取組

■水防体制の強化

24	・水防活動の担い手としての消防団員の募集の強化	I	引き続き 実施	近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市
25	・自主防災組織の活用、強化（組織の育成や立上げサポート等）、防災リーダー等の育成	I	引き続き 実施	近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市
26	・水防技術に関する勉強会及び実践的な水防訓練や避難訓練の実施	I、J	引き続き 実施	協議会全体
27	・タイムラインを活用する等、連絡体制の強化・確認のための情報伝達訓練の実施	J	引き続き 実施	協議会全体
28	・毎年、土砂災害を対象とした各市主催の訓練および県・市間の情報伝達訓練を実施	土砂	引き続き 実施	滋賀県、 近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市

※「課題の対応」欄の緊①は、平成 29 年 6 月 20 日の緊急行動計画、緊②は、平成 31 年 1 月 29 日の緊急行動計画の改定、土砂は土砂災害に関する取組項目への追加、ダムはダムの洪水調節機能に関する取組項目への追加、減防は減災・防災に関する取組項目への追加、流域は流域での対策に関する項目追加への対応を示す。

■水防活動支援のための情報公開、情報共有					
29	・重要水防箇所や水防資機材の情報共有及び河川管理者と関係市による共同点検（国及び県管理区間）	K	引き続き実施	近畿地整、滋賀県、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	
■適切な土地利用の促進					
30	・浸水想定区域内の市や災害拠点病院等の重要施設への水害リスク情報の提供	緊①	引き続き実施	近畿地整、滋賀県	
■市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進					
31	・浸水想定区域内の災害拠点病院等の施設管理者への洪水時の情報伝達体制・方法検討	緊①	引き続き実施	滋賀県、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	
32	・市庁舎や災害拠点病院等の耐水化や非常用電源確保等の対策の実施状況の共有	緊①	引き続き実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	
■樋門や水門等の無動力化等の推進・確実な施設の運用体制確保					
33	・河川管理者が設置している樋門について、無動力化や新たな操作委託先について検討	緊①	引き続き実施	滋賀県 近畿地整	
■河川水位等に係る情報の提供					
34	・中小河川における避難判断の目安の検討	L	引き続き実施	滋賀県	
③ 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組					
■排水活動及び施設運用に関する取組					
35	・大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画の作成・更新	M	引き続き実施	近畿地整	

※「課題の対応」欄の緊①は、平成 29 年 6 月 20 日の緊急行動計画、緊②は、平成 31 年 1 月 29 日の緊急行動計画の改定、土砂は土砂災害に関する取組項目への追加、ダムはダムの洪水調節機能に関する取組項目への追加、減防は減災・防災に関する取組項目への追加、流域は流域での対策に関する項目追加への対応を示す。

	36	・大規模災害時の早期復旧に資する資機材の広域的な輸送計画の作成と運用調整	M	引き続き実施	近畿地整、滋賀県、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市
⑤ 減災・防災に関する取組及び支援					
■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る地方公共団体への財政的支援					
	37	・野洲川地域安全協議会の運営により市の取組を支援	減防	引き続き実施	滋賀県
	38	・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業等により安全な住まい方を支援	減防	引き続き実施	滋賀県
■適切な土地利用の促進					
	39	・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の取組を実施	減防	引き続き実施	滋賀県、甲賀市
	40	・土地利用規制の取組を実施（1/10、50cm 市街化編入しないなど）	減防	引き続き実施	滋賀県、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市
■そなえる対策の実施					
	41	・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の取組を実施	減防	引き続き実施	滋賀県、甲賀市

※「課題の対応」欄の緊①は、平成 29 年 6 月 20 日の緊急行動計画、緊②は、平成 31 年 1 月 29 日の緊急行動計画の改定、土砂は土砂災害に関する取組項目への追加、ダムはダムの洪水調節機能に関する取組項目への追加、減防は減災・防災に関する取組項目への追加、流域は流域での対策に関する項目追加への対応を示す。

2) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

取組 番号	主な取組項目	課題 の 対応	目標時期	取組機関
④洪水を安全に流すハード対策、水防拠点などの基盤整備、土石流や土砂崩れなどから命を守るハード対策等の取組				
■洪水を河川内で安全に流す対策				
42	・野洲市南櫻地区等の堤防強化	N	引き続き実施	近畿地整
43	・「滋賀県河川整備5か年プラン（第3期）」（2024年度～2028年度）に基づく県管理河川の改修および堤防強化	N	引き続き実施	滋賀県
■土砂災害防止施設の整備				
44	・土砂災害防止施設の整備	土砂	引き続き実施	滋賀県
■河川区域等の管理				
45	・河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去、堤防機能の確保等、維持管理の実施	P	引き続き実施	近畿地整、滋賀県
■ダム等の洪水調整機能の向上・確保				
46	・長寿命化計画に基づくダム機能の確保	ダム	引き続き実施	滋賀県
47	・既存ダム有効活用を検討 ➤運用面での治水効果向上	ダム	引き続き実施	滋賀県
48	・流域の雨水貯留機能（雨水貯留浸透対策、田んぼダム等）の向上	流域	引き続き実施	滋賀県、 近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市

※「課題の対応」欄の緊①は、平成29年6月20日の緊急行動計画、緊②は、平成31年1月29日の緊急行動計画の改定、土砂は土砂災害に関する取組項目への追加、ダムはダムの洪水調節機能に関する取組項目への追加、減防は減災・防災に関する取組項目への追加、流域は流域での対策に関する項目追加への対応を示す。

■避難行動、水防活動、復旧活動に資する基盤等の整備					
	49	・危機管理型水位計や簡易水位計・量水標、河川カメラの設置・維持管理	L	引き続き実施	近畿地整、滋賀県
	50	・MIZBE ステーション、水防拠点等の整備	J	引き続き実施	近畿地整、 野洲市

※「課題の対応」欄の緊①は、平成 29 年 6 月 20 日の緊急行動計画、緊②は、平成 31 年 1 月 29 日の緊急行動計画の改定、土砂は土砂災害に関する取組項目への追加、ダムはダムの洪水調節機能に関する取組項目への追加、減防は減災・防災に関する取組項目への追加、流域は流域での対策に関する項目追加への対応を示す。

6. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

<改訂履歴>

平成 30 年 5 月 10 日	策定
令和 3 年 5 月 6 日	改訂
令和 4 年 6 月 3 日	改訂
令和 6 年 5 月 13 日	改訂
令和 8 年 7 月 28 日	改訂